

社会福祉法人青山会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青山会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対して報酬等は支給しないが、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員給与が支給されない場合は、報酬等を支給する。

(報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の総額は、年間5万円以内とする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、別に定める旅費規程に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金で支給する。

(端数処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、その端数全額を切り捨てるものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 役員等の報酬

	日 額
評議員	5,000円
理 事	5,000円
監 事	5,000円